

企画政策課

1 企画関係

(1) 総合計画

ア 基本計画の改訂

10年間の市政の羅針盤として策定した総合計画について、策定後5年を経過したのを機に基本計画の見直しを行うため、総合計画策定審議会を開催し、答申に基づいて基本計画の改訂を行った。(令和6年12月市議会定例会で議決)

(ア) 第1回総合計画策定審議会

開催日時 令和6年5月31日 午後2時から

開催場所 三木市役所 4階特別会議室

(イ) 第2回総合計画策定審議会

開催日時 令和6年7月23日 午後2時から

開催場所 三木市役所 5階大会議室

(ウ) 第3回総合計画策定審議会

開催日時 令和6年8月20日 午後2時から

開催場所 三木市役所 5階大会議室

イ 第5期実施計画の策定

基本計画で定めた施策等を効果的に推進するため、今後市として取り組む事業の内容を当初予算ベースで記載した実施計画を5月に策定した。計画期間は、令和6～8年度(3年間)とし、毎年度更新を行い事業の進捗状況を把握するとともに、社会情勢、財政状況などを踏まえ計画の内容を見直す。

(2) 総合教育会議

教育に関する予算の編成・執行や条例の提案などの重要な権限を有する市長と、教育行政全般を担う教育委員会とが十分な意思疎通を図り、本市教育の課題やあるべき姿を共有することにより、連携して効果的に教育行政を推進していくことを目的として、「三木市総合教育会議」を設置している。

令和6年度は、第3期三木市教育大綱の策定等を議題に4回開催した。

第1回 令和6年 5月23日

第2回 令和6年 8月19日

第3回 令和6年 11月20日

第4回 令和7年 2月21日

(3) 廃校利活用

学校再編により廃校となった学校の利活用に係る全庁的な検討を行うため、廃校利活用検討委員会を設置し、検討を行った。また、地域との意見交換会を開催し、廃校施設の利活用について意見交換を行った。

ア 廃校利活用検討委員会(庁内)の開催

廃校利活用検討委員会を開催し、各地域での地域案の進捗状況等を報告した。(令和6年4月17日)

イ 廃校施設の利活用に係る地域との意見交換会等の開催

旧星陽中学校の利活用について、地域が検討を進めた利活用案の事業内容や運営方法等に係る協議を行った。

ウ 地域によるお試し利用に係る使用貸借契約の締結

旧志染中学校の地域案に係るお試し利用の実施に当たり、志染ふれあい委員会と使用貸借契約を締結した。

契約期間：令和6年10月1日から令和7年9月30日

(4) 広域行政

近隣市町等との広域連携に伴う調整等を行った。

ア 播磨広域連携協議会(13市9町)

播磨地域が各市町の個性を生かしつつ連携を図り、防災や観光など広域的課題解決に向けた取組の推進により、播磨の存在感を全国に発信及び播磨地域の総合力を高めることを目的として設置。令和6年5月31日総会開催（書面協議）

イ 神戸隣接市・町長懇話会（8市1町）

神戸市と隣接する市町が広域的な行政課題や広域行政の在り方などについて協議するとともに、市町相互の交流を通じて地域全体の広域的な発展を図るため設置。令和7年1月7日懇話会開催

ウ 播磨内陸広域行政協議会（5市1町）

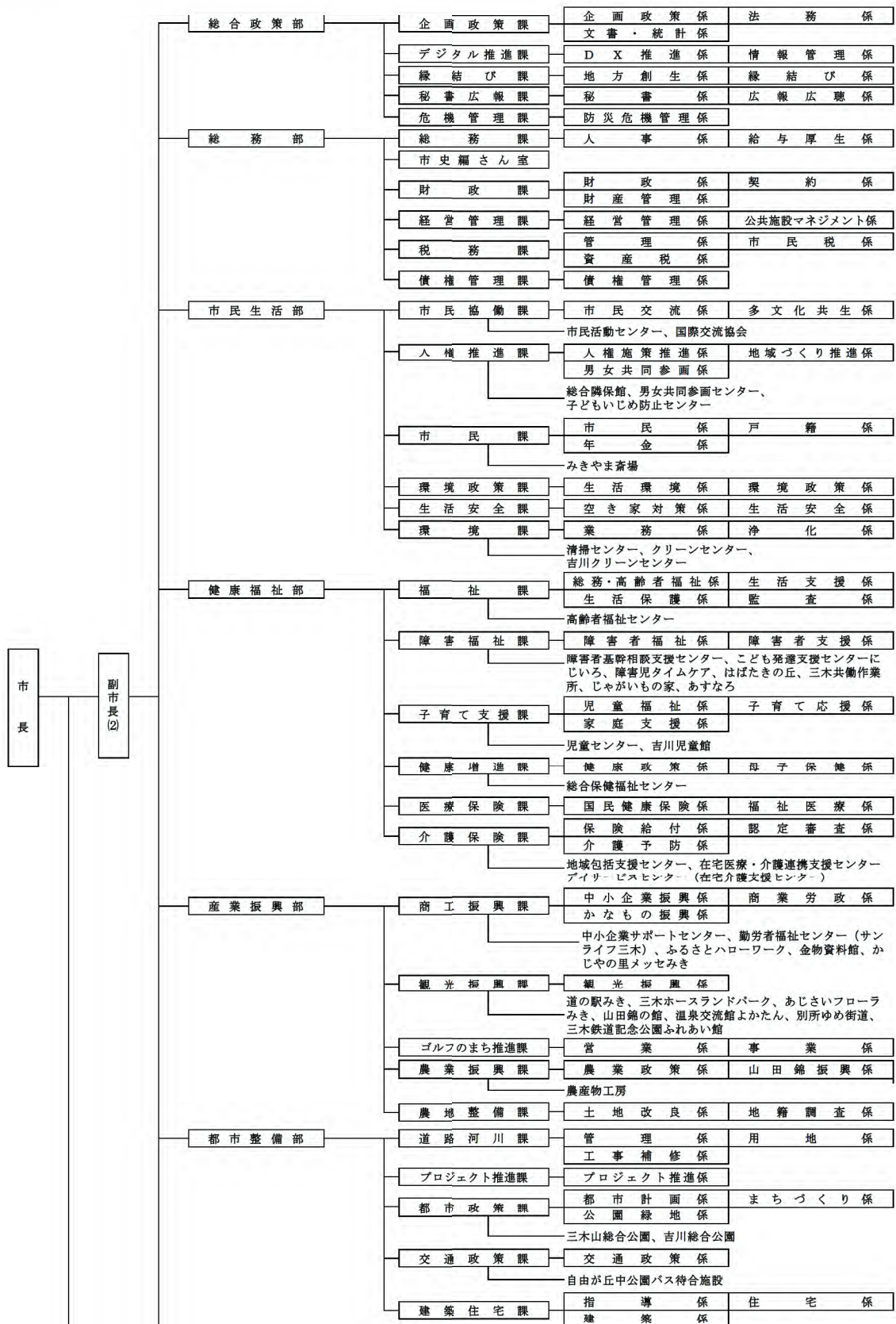
播磨内陸に位置する5市1町に共通する広域的な諸問題について協議し、市町連携を図るため設置。令和6年5月27日協議会開催

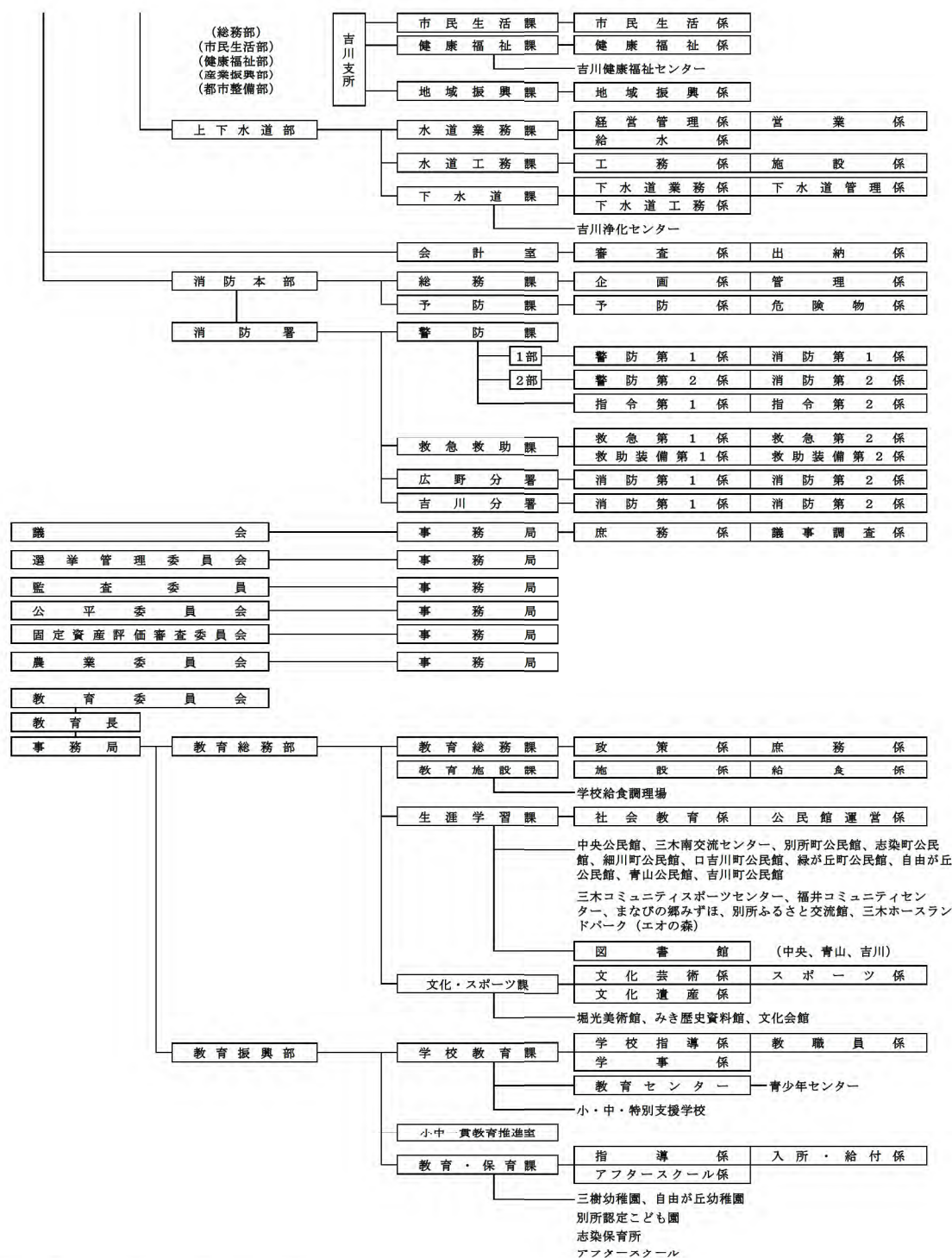
(5) 市の組織及び権限の配分

令和6年度は、市民生活部において、次期ごみ処理施設の整備の推進とともに、カーボンニュートラルや脱炭素社会の実現のため、環境政策課を設置するとともに、空き家対策及び安全安心なまちづくりの更なる推進のため、生活安全課を設置した。

また、都市整備部都市政策課において、都市計画法関係業務以外を所管する係として、まちづくり係を設置した。

三木市組織図（令和6年4月1日現在）





(6) 企画書及び報告書の運用

各所属から市長協議を要する事項や市長へ報告しておくべき事項として提出のあった企画書及び報告書を取りまとめ、市長へ提出した。

提出件数 1,880 件

(7) 職員提案

市民サービスの向上、市の活性化や事務事業の改善等に関する提案を奨励することにより、職員の創造的思考と改善意識の高揚並びに効率的な行政運営を図ることを目的として、職員提案を実施している。

令和6年度については、制度の見直しを検討するため、職員を対象としたアンケート調査を実

施した。

(8) 市民意見公募手続制度の実施

三木市市民意見公募手続条例に基づき、政策形成過程における計画等の素案を公表し、市民から意見を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う市民意見公募手続制度（パブリックコメント）の適正な運用に努めた。

令和 6 年度に実施した意見募集の結果は、次のとおりである。

案 件 名	募集期間	提出された 意見
三木市総合計画改訂版（案）	令和 6 年 9 月 24 日 ～10 月 23 日	0 件
三木市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（案）	令和 6 年 10 月 1 日 ～10 月 31 日	0 件
第 3 期三木市教育大綱（案）	令和 6 年 12 月 17 日 ～令和 7 年 1 月 17 日	0 件
三木市空家等対策計画（案）	令和 6 年 12 月 16 日 ～令和 7 年 1 月 20 日	0 件
三木市こども計画（案）	令和 6 年 12 月 25 日 ～令和 7 年 1 月 31 日	27 件
健康プラン 21（第 3 次）（案）	令和 6 年 12 月 25 日 ～令和 7 年 1 月 31 日	0 件
三木市立地適正化計画（案）	令和 7 年 1 月 6 日 ～2 月 4 日	0 件
第 3 期三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略（案）	令和 7 年 2 月 5 日 ～3 月 7 日	0 件
三木市地球温暖化対策実行計画（案）	令和 7 年 2 月 19 日 ～3 月 21 日	0 件
三木市男女共同参画プラン（案）	令和 7 年 2 月 19 日 ～3 月 21 日	0 件
人権尊重のまちづくり基本計画（案）	令和 7 年 2 月 19 日 ～3 月 21 日	0 件

(9) 市制施行 70 周年記念事業

令和 6 年 7 月 1 日に市制施行 70 周年を迎え、全市をあげて祝うために記念事業を実施した。

ア 市制施行 70 周年カウントダウン写真

令和 6 年 4 月 22 日から令和 6 年 7 月 1 日の 70 日間にわたり、市民等から寄せられたカウントダウン写真をホームページにて掲載した。

イ 事業パートナー登録制度

市制施行 70 周年をともに盛り上げ、協力を得られる事業者・団体を事業パートナーとして募集した。

事業パートナー数 39 者

ウ 三木の祭り屋台大集合

市制施行 70 周年を祝うとともに、地域社会における連帯意識の向上や地域コミュニティの活性化を図り、市の誇る文化資源を次の世代に伝えるために、市内の祭り屋台を一堂に集める祭り屋台大集合を実施した。

(ア) 開催日 令和 6 年 10 月 26 日

(イ) 開催場所 三木山総合公園陸上競技場

(ロ) 参加屋台 30 基

(エ) 来場者 20,000 人

(オ) 市補助金 24,618,636 円

2 法制関係

(1) 例規の審査及び公布

条例、規則、訓令等の例規の制定、改廃について、その内容及び形式等に検討を加え、その適法性及び妥当性の確保に努めた。

令和 6 年度中に公布した条例、規則、訓令は、次のとおりである。

ア 条例 29 件

公布年月日	番号	条 例 名
R6. 5. 14	25	三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
R6. 6. 26	26	三木市手数料条例の一部を改正する条例
R6. 6. 26	27	三木市文化会館条例及び三木ホースランドパーク条例の一部を改正する条例
R6. 9. 30	28	三木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
R6. 9. 30	29	三木市税条例の一部を改正する条例
R6. 9. 30	30	土地改良事業補助金交付条例及び三木市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
R6. 12. 23	31	三木市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
R6. 12. 23	32	三木市立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例及び三木市立在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
R6. 12. 23	33	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
R6. 12. 23	34	三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
R6. 12. 23	35	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
R7. 3. 7	1	二木市部等設置条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	2	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
R7. 3. 27	3	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	4	職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	5	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	6	みきっ子未来応援協議会条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	7	三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	8	三木市立火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	9	三木市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	10	三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	11	三木市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	12	三木市税条例及び三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	13	三木市議会議員の請負の状況の公表に関する条例
R7. 3. 27	14	三木市議会基本条例の一部を改正する条例
R7. 3. 27	15	三木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
R7. 3. 31	16	三木市税条例の一部を改正する条例
R7. 3. 31	17	三木市都市計画税条例の一部を改正する条例
R7. 3. 31	18	三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

イ 規則 27 件

公布年月日	番号	規 則 名
R6. 9. 30	19	土地改良事業補助金交付条例施行規則及び三木市土地改良事業分担金徴

		収条例施行規則の一部を改正する規則
R6. 9. 30	20	三木市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則
R6. 11. 29	21	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
R6. 12. 23	22	技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
R6. 12. 23	23	三木市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
R6. 12. 23	24	一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R7. 2. 3	1	三木市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
R7. 2. 13	2	山田錦の館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
R7. 2. 26	3	道の駅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
R7. 3. 13	4	三木市立金物資料館条例施行規則の一部を改正する規則
R7. 3. 17	5	三木市立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例及び三木市立在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
R7. 3. 21	6	三木市火災予防規則の一部を改正する規則
R7. 3. 21	7	三木市消防危険物規則の一部を改正する規則
R7. 3. 21	8	三木市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則
R7. 3. 27	9	会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則
R7. 3. 27	10	三木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R7. 3. 27	11	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
R7. 3. 31	12	三木市契約規則の一部を改正する規則
R7. 3. 27	13	職員の勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R7. 3. 27	14	育児又は介護を行う職員の早出遅出勤並びに深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則
R7. 3. 27	15	会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
R7. 3. 27	16	一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R7. 3. 27	17	三木市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
R7. 3. 27	18	三木市消防吏員服制規則の一部を改正する規則
R7. 3. 31	19	三木市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則
R7. 3. 31	20	三木市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R7. 3. 31	21	組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則

ウ 訓令 4件

公布年月日	番号	訓 令 名
R6. 5. 26	5	三木市特定個人情報等取扱規程の一部を改正する訓令
R7. 3. 25	1	三木市地域包括支援センター運営規程の一部を改正する訓令
R7. 3. 27	2	三木市職員服務規程の一部を改正する訓令
R7. 3. 31	3	組織改編に伴う関係規定の整備に関する訓令

(2) 例規のデータベースの管理

例規データベースについて、年4回の内容更新を行った。

(3) 市議会の招集及び議案の調製等

市議会定例会及び臨時会の招集に関する事務並びに提出議案、説明資料の審査及び調製を行った。

(4) 市議会定例会及び臨時会の答弁調整及び委員会資料の取りまとめ

市議会定例会及び臨時会の答弁調整に関する事務、各委員会へ提出する資料の取りまとめに関する事務を行った。

(5) 主要施策実績報告書の編集及び発行

令和5年度の主要施策実績報告書を作成し、市議会議員、各行政委員会委員及び各所属に配布するとともに、市民へ周知するため、市ホームページに掲載した。

(6) 行政不服審査会

審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を第三者の立場から検討することにより、裁決の客観性・公正性を高めることを目的として、「三木市行政不服審査会」を設置している。

なお、令和6年度は、行政不服審査法に基づき、市長からの諮問を受けて、三木市行政不服審査会を2回開催し、諮問案件を審議した。

(7) 法務研修の実施

市の例規（条例、規則、要綱等）について市職員として最低限知っておくべき基礎知識を習得し、業務に活用できる職員の育成を目的として研修を行った。

No.	実施日	研修目的	参加者数
1	11月22日	1 市の例規についての説明 2 例規の制定・改廃時の起案手順の説明	19人
2	1月30日	1 市の例規についての説明 2 例規の制定・改廃時の起案手順の説明	12人
計			31人

(8) 法務専門員による事務事業の支援

職員が日々の業務の中で発生した法律問題に対し、適切に対処できる能力を向上させるため、法律実務に精通した弁護士資格を有する職員を法務専門員として任用し、指導、助言を行った。

また、令和6年度においては、職員の法律に係る知識の底上げを図るために法律学習支援を実施し、法務専門員による助言・解説などのサポートを受ける機会を設けることによって、自学する職員を支援した。

ア 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

イ 実施状況

原則として、週1回、相談日を設定し、1件1時間として5件まで相談対応している。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実施日数	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4	51
実施件数	15	18	14	8	10	6	13	12	12	12	12	11	143

※ 令和5年度実施件数：180件

ウ 相談事案（内容による分類）

	項目	件数	割合(%)
1	契約行為に関すること	48	34
2	市の債権・債務に関すること	14	10
3	服務に関すること	9	6
4	個人情報・情報公開に関すること	5	3
5	法令等の解釈に関すること	41	29
6	市民対応に関すること	24	17
7	その他	2	1
計		143	100

エ 法律学習支援実施状況

実施期間	学習分野	実施内容	参加者数
8月1日 ～3月31日	憲法、民法、 行政法	週1回の法務専門員による相談日に1時間、講義の時間を設け、事前に配布した教材に基づいて質問・相談を受け付け、解説・助言を実施した。	延べ267人

オ その他の業務

行政不服審査法に基づく審理員

区分	審理員になった事件	口頭意見陳述の実施	審理員意見書作成
件数	6	2	6

(9) 顧問弁護士

法律問題及び訴訟に関する事項について、指導、助言を受けるため顧問弁護士を委嘱した。相談は随時申込みを行っており、相談ごとに報酬（10,000 円/1 時間）を支払った。

ア 委嘱内容

顧問弁護士	事務所・所在地	委嘱期間
乗鞍 良彦	乗鞍法律事務所 神戸市中央区中町通 2-1-18 JR 神戸駅 NK ビル 11 階	令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日
中川 勘太	多聞法律事務所 西元町オフィス 神戸市中央区相生通 1 丁目 2 番 1 号 東成ビルディング 7 階	令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日

イ 相談実績

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実施件数	1	3	2	1	0	0	5	3	4	3	3	1	26
実施時間	1	3	2	1	0	0	6	4	4	3	3	1	28

ウ 相談課室による分類

課室名	件数	課室名	件数
企画政策課	2	介護保険課	2
縁結び課	3	教育施設課	9
財政課	2	学校教育課	3
市民課	3	救急救助課	2
計			26

3 文書・統計関係

(1) 公印の管守

公印の制定、改廃の手続を行うとともに、その適正な使用及び管理に努めた。

(2) 告示・公告の管理

法令の規定等により、一般に広く知らせるため、公示（告示又は公告）すべき事項について審査の上、庁内ネットワークの公示令達番号簿により、その管理に努めた。

令和 6 年度中の公示件数は、告示 94 件、公告 53 件である。

(3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正運用

市が管理する情報の公開を求める市民の意思を尊重することにより、市民の市政参加を促進するとともに、市政のより公正かつ効率的な運営を図り、市民の理解と信頼を深めるため、二木市情報公開条例の適正な運用に努めた。

また、市が管理する個人情報の適正な取扱いの確保と自己の個人情報の開示及び訂正を求める個人の意思を尊重することにより、市民の基本的人権の擁護を図り、市政の公正かつ適正な運営のため、個人情報の保護に関する法律及び三木市個人情報保護法施行条例の適正な運用に努めた。

各制度の運用状況は、次のとおりである。

ア 情報公開制度

(単位: 件)

請求件数	請求公文書	公開	部分公開	非公開	応答拒否	不存在	審査請求
26	43	1	26	0	1	15	0

イ 個人情報保護制度

(単位: 件)

請求件数	請求公文書	開示	部分開示	非開示	応答拒否	不存在	審査請求
41	46	6	38	1	0	1	0

(4) 審議会等の委員名簿の管理

各所属で所管する審議会等の委員について、各所属から名簿の提出を求め、企画政策課におい

て名簿の一括管理を行った。

(5) 文書の審査及び管理等

文書の収受、配布、起案、施行及び発送など、文書の取扱いについては、三木市文書取扱規程に基づき、丁寧かつ迅速な処理に努めるとともに、文書の作成に当たっては、用字用語、形式、内容、手続等についての審査を行い、その適法性及び妥当性の確保に努めた。

紙文書については、保存文書のすべてに保存年限を設定して保存箱に収納し、庁内ネットワークにより保存文書目録を作成の上、集中書庫においてその保存箱の収納書架番号を指定し、管理している。また、保存年限を過ぎた廃棄文書や古紙などについては、資源の再利用を進めるため、再資源処理業者へ買い取り処分を委託した。

また、電子文書についても、ファイルサーバ内にある不要なデータの削減に努めるとともに、文書管理・決裁システムを導入することによって、データの検索や決裁文書の持ち回りに費やしていた時間を短縮することで業務効率化を図った。

文書の収受、発送件数等は、次のとおりである。

ア 所属別文書の収受発送件数（市長部局のみ）

（単位：件）

課（室）名	件数	課（室）名	件数	課（室）名	件数
企画政策課	582	環境政策課	501	道路河川課	1,391
デジタル推進課	19	生活安全課	1,366	プロジェクト推進課	63
縁結び課	187	環境課	459	都市政策課	148
秘書広報課	188	福祉課	666	交通政策課	84
危機管理課	141	障害福祉課	1,601	建築住宅課	333
総務課	135	子育て支援課	523	吉川支所市民生活課	42
市史編さん室	104	健康増進課	433	吉川支所健康福祉課	3
財政課	351	医療保険課	760	吉川支所地域振興課	20
経営管理課	5	介護保険課	439	会計室	21
税務課	498	商工振興課	259	水道業務課	284
債権管理課	45	観光振興課	69	水道工務課	202
市民協働課	126	ゴルフのまち推進課	11	下水道課	202
人権推進課	228	農地整備課	244	合 計	14,261
市民課	1,247	農業振興課	483		

イ 郵便発送件数及び料金

（単位：件、円）

月別	三 木 局		三 木 吉 川 局		合 計	
	発送 件数	郵便 料金	発送 件数	郵便 料金	発送 件数	郵便 料金
4	99,610	7,880,848	2,918	202,698	102,528	8,083,546
5	65,320	6,947,911	2,652	165,818	67,972	7,113,729
6	87,026	6,683,863	1,387	94,316	88,413	6,778,179
7	108,236	11,894,821	3,659	229,510	111,895	12,124,331
8	75,374	5,493,450	36	3,830	75,410	5,497,280
9	60,488	4,861,672	2,335	194,241	62,823	5,055,913
10	39,537	4,281,097	104	13,750	39,641	4,294,847
11	39,148	4,117,814	0	0	39,148	4,117,814
12	40,814	4,422,248	45	5,720	40,859	4,427,968
1	78,164	6,927,506	3	540	78,167	6,928,046
2	27,126	2,997,737	2	1,060	27,128	2,998,797

3	71,547	7,064,328	2,242	186,253	73,789	7,250,581
合計	792,390	73,573,295	15,383	1,097,736	807,773	74,671,031

(6) 事務機器の管理等

印刷機（2台）及び複写機（27台）について、賃貸借契約を締結し、その適正使用及び経費節減に努めた。

使用状況等は、次のとおりである。

ア 印刷機使用状況（本庁舎分）

月別	製版枚数	印刷枚数	インク・ マスター代金 (円)	リース料金 (2台) (円)	合計料金 (円)
4	571	137,583	0	28,050	28,050
5	447	90,223	0	28,050	28,050
6	345	97,004	0	28,050	28,050
7	444	151,566	0	28,050	28,050
8	239	81,544	66,880	28,050	94,930
9	216	76,863	0	28,050	28,050
10	279	61,647	0	28,050	28,050
11	221	73,910	0	28,050	28,050
12	187	74,917	0	28,050	28,050
1	311	64,968	380,380	28,050	408,430
2	204	187,920	0	28,050	28,050
3	370	101,756	0	28,050	28,050
合計	3,834	1,199,901	447,260	336,600	783,860

イ 複写機使用状況

月別	本庁舎分 (モノクロ11台、カラー14台)				吉川支所分 (カラー2台)	
	枚数 (モノクロ)	料金 (円)	枚数 (カラー)	料金 (円)	枚数	料金 (円)
4	408,908	428,567	88,537	616,927	11,536	24,409
5	344,167	360,195	81,308	575,180	9,072	17,572
6	330,715	361,259	62,637	446,203	9,684	19,112
7	265,074	287,173	103,026	742,463	10,594	22,513
8	245,156	263,860	71,143	506,822	7,582	15,915
9	256,036	280,926	90,769	639,152	7,160	13,202
10	240,795	259,177	77,312	542,406	9,266	17,994
11	277,174	296,315	86,031	622,998	8,871	19,180
12	261,611	278,109	85,656	624,276	8,191	15,111
1	244,901	264,443	67,703	487,756	5,819	11,607
2	259,741	281,676	90,117	641,414	9,535	18,069
3	257,301	278,315	70,373	500,228	8,053	15,261
合計	3,391,579	3,640,015	974,612	6,945,825	105,363	209,945

(7) 三木市有宝蔵文書の販売

市宝蔵に保管している市有古文書の翻刻・出版事務は、平成13年度までに完結し、出版した全8巻を販売している。

令和6年度の巻別販売状況は、次のとおりである。

(単位：部)

巻名	第1巻	第2巻	第3巻	第4巻	第5巻	第6巻	第7巻	別巻
販売部数	1	0	0	0	0	0	0	0

(8) 兵庫県統計協会関係

統計思想の普及を図り、統計事務の改善に寄与することを目的に、次のとおり調査研究を行った。一部、書面にて協議を行った。

年 月 日	事 項	会 場
令和6年5月19日	兵庫県統計協会理事会	兵庫県職員会館
-	第1回市部統計協議会	(非開催、メール協議)
-	市部統計協議会(臨時会)	(非開催、メール協議)

(9) 近畿都市統計協議会関係

近畿都市統計関係職員相互の連絡調整及び都市統計活動の充実を図るため、次のとおり協議を行った。総会及び要望は書面で行い、統計講習会は、オンライン開催となった。

年 月 日	事 項	会 場
令和6年 5月17日	第73回総会	(書面開催)
令和7年 1月15日	中央要望会	(書面にて要望) 総務省統計局 経済産業省 農林水産省
令和6年5月17日	統計講習会	(オンライン開催)

(10) 統計調査員等の表彰

厚生労働統計功労者功績表彰(団体表彰) 1事業所
総務大臣表彰 1人

(11) 令和6年版三木市統計書の発行

平成31年から令和5年までの三木市の人口、経済、産業、文化等各分野の基本的な資料を収録した統計書を発行し、関係機関等に配布した。

仕様及び発行部数 『三木市統計書』 製本A4版 50部

(12) 人口統計

住民基本台帳に基づく地区別の人口及び世帯数を各月末日現在で集計した。また、地区別、年齢別人口を各月末日現在で集計した。

(13) 三木市ホームページへの統計関係掲載

毎月集計している人口、世帯数、年齢・地区別人口及び三木市統計書をホームページに掲載した。

(14) 労働力調査等の調査員の推薦

延べ8人の調査員を兵庫県に推薦した。

(15) 全国家計構造調査

- ア 調査対象 無作為に選定された世帯
- イ 調査客体 46世帯
- ウ 調査員数 2人
- エ 指導員数 1人
- オ 調査期間 令和6年10月1日から令和6年11月30日

(16) 農林業センサス

- ア 調査対象 農林業を営んでいるすべての農家、林家及び法人
- イ 調査客体 3,471人
- ウ 調査員数 128人
- エ 指導員数 9人
- オ 調査期日 令和7年2月1日